

東久留米市内学校,児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙禁止を求める陳情

(要望の趣旨)

2019年7月1日、改正健康増進法の一部が施行され、学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関では敷地内が原則禁煙となりました。

受動喫煙が、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の発症に影響していることは科学的に明らかです。そして、年間15,000人もの方々が受動喫煙により亡くなっています(厚労省推計)。

受動喫煙による被害は、特に子供や免疫機能が低下している患者で大きく、こうした方々が利用する施設や屋外については受動喫煙対策を一層徹底するよう、厚労省は自治体あてに局長通知を出しています。

改正健康増進法が成立したことにより、事業者だけでなく私たち市民においても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。

東京都受動喫煙防止条例は、特に健康へ影響を受けやすい20歳未満の子供や受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員を受動喫煙から守る観点から、東京都独自のルールを定めました。受動喫煙対策における独自のルール作りは、市町村レベルでも起こっています。

例として北海道の美唄市と東京都の調布市を挙げさせていただきます。この2市では小中学校等の学校や保育園等の児童福祉施設において、敷地周辺の路上でも喫煙の禁止をルールとして取り入れました。学校等の敷地内は禁煙でも門を出た路上に喫煙者がいれば、子供達は容易に受動喫煙の害を受けることとなります。また、運動会を観にきた保護者が敷地の外ということで喫煙しフェンス越しに運動会を観戦するようなことがあれば、子供やその他の大人も受動喫煙の害(有害物質は無風状態で7mは拡散)を受けてしまいます。さらに何人かの子供は、友達や学校関係者など身近な大人の喫煙する姿を見ることで、喫煙への抵抗感を無くすかもしれません。

清瀬市のある保育園の保護者主催の夕涼み会では、園庭フェンス外側に大きな禁煙マークとともに「園内および園周辺 禁煙」と貼りだしました。子供を持つ保護者は子供の健康を守り、子供が将来も最初の一本を口にする事なく、健康で幸せな人生を全うすることを願っています。未成年の子供が通う施設敷地周辺の路上を禁煙にすることを、是非、貴市の受動喫煙対策のルールとして取り入れて下さるようお願いいたします。

(要望事項)

学校,児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙の禁止

令和 元年 11月 22日

陳情者

住所(事務所) 清瀬市元町1-8-20, エスタ清瀬403

市民の健康を守る会

氏名 大森正子



東久留米市議会

議長 富田竜馬 殿

